

附錄

一

昭和十年國富及び國民所得推計方法

- (一) 昭和十年國富推計方法
- (二) 昭和十年國民所得推計方法

ここに掲載した推計方法は昭和十年の國富及び國民所得を推計するに當つて準備した「昭和十年國富及國民所得調査要綱」より抜率したものである。從つて「昭和五年國富調査報告」及び「昭和五年國民所得調査報告」中に示すような個々の計数を如何に取扱つて推計したかの具体的過程は示されていない。しかし一切の計算資料を失つた現在に於て昭和十年の國富及び國民所得の推計方法を知るに付てはこれ以外に手掛りがないので「及ばざれども満たす」の意味に於て特に掲載した。

なお推計方法中には

別表甲（標本調査を行つた際調査世帯に配付した調査票様式）

別表乙（標本調査を行つた際世帯以外の調査個所に配付した調査票様式）

別表丙（標本調査の調査対象数）

が示されているが、紙数の關係上これを割愛しなければならなかつたのでこの点を断つて置く。

（一）昭和十年國富推計方法

一 土地の價額

土地を有租地、免租年期地、免租地及びその他の四種に分ち

有租地

有租地はこれを田、畠、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雜種地の十目
に區別し、田、畠、宅地、塩田の價額は大藏省調査の各府縣中等地一段歩当り賣買價格に
各その総段別を乗じて算出し、その他に付ては各中等地一段歩当り賣買價格を各府縣に照

會の上決定し、同價格に大藏省調査に係るその府縣別総段別を乗じてその價額を算出す。

免租年期地はこれを田、畠、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、その他の
十目に區別し、各目に付平均一段歩價格を大藏省調査の地價を基礎として決定し、これに
大藏省調査の総段別を乗じてその價額を算出す。

免租地

免租地はこれを公立學校用地、私立學校用地、府縣社地、鄉村社地、招魂社地、墳墓地、
火葬場敷地、用悪水路、溜池、堤塘、井溝、鐵道用地、軌道用地、水道用地、道路保安林、
砂防地、公園地、府縣廳敷地、市区役所敷地、町村役場敷地、警察官衙敷地、議事所敷地、

免租年期

其他の
土地

郵便電信電話用地、農事試験場敷地、工業試験場敷地、水産試験場敷地、病院敷地、隔離病舎敷地、隔離所敷地、消毒所敷地、検疫所敷地、運河用地、模範林用地、種畜場敷地、蠶業試験場・原蠶種製造所及び蠶業取締所敷地、その他に分ち、右の中公有に属するもの各一段歩当り地價を各府縣に照会の上決定し、同地價を私有に属するものに付ても準用し、大藏省調査の各総段別に依つてその價額を算出す。

その他の土地は宮内省及大藏省調査によりその價額を計上す。

二 錦山の價額

各鉱山に付別表「乙第二号」によりその埋藏量見積價額を調査して算出す、但し埋藏量不明のものに付てはその最近一箇年鉱產見積價額を資本還債してその價額を算出す。

三 港湾及び運河の價額

港湾及び運河中昭和十年内に新設又は拡張したる分についてはその新設又は拡張費を計上し、又既存のものについては各平均持逐年数を推定し、内務省及び各府縣調査による昭和十年に至る最近五箇年間の一箇年平均修築費に右推定持逐年数を乗じて得たる價額を計上す。

四 橋梁の價額

橋梁を鉄橋、石橋、混擬土橋、木橋、その他の五種に分ち、その各一間当たり建設費より減耗部分を除きたる額を推定し、これに内務省及び各府縣調査による各種橋梁の總間数を乗じてその價額を算出す、但し減耗部分の推定は各種橋梁の持逐年数及び架設後昭和十年末に至る平均経過年数を見積りて行うものとす。

五 樹木の價額

農林省調査に依り用材（竹材を含む）及び薪炭材たるべき樹木、果樹、桑樹及び茶樹の数量を見積り、これを各平均單價に乘じてその價額を算出す。

六 家畜及び家禽の價額

家畜についてはこれを牛、馬、綿羊、山羊及び豚の五種に分ち、農林省調査により各一頭平均の賣買價格を見積り、これに總頭数を乗じてその價額を算出し、家禽については農林省調査による價額を計上す。

なお養魚及び蜜蜂についても農林省調査により、その價額を算定の上本項價額中に合算す。

七 建物の價額

建物を一般住家と然らざるものとに分ち

家畜及び
家禽

養魚及び
蜜蜂

一般住家については建物の構造別一坪当り建築費を府縣に照会し、これと標本的実地調査結果による建物の構造別延建坪数及び経過年数とに基きて算出したる一世帯当り建物價額に普通世帯数を乗じてその價額を算出す、但し附属建物については標本的実地調査による一世帯平均延建坪数に本建物の一坪当り價額を準用してその價額を算出す。

本実地調査は別表「丙第一号乃至第六号」により選定したる北海道以下三十四府縣に於ける普通世帯につき別表「甲第一号乃至第六号」の調査票を以て府縣を介し所要事項を調査するものとす。

一般住家
に非らざ
る建物

官有及び
公有工業
用機械器
具

私有工業
用機械器
具

一般住家に非らざる建物はこれを官有、公有及び私有に分ち、官有及び公有建物については各省及び各府縣の調査によりその價額を算出し、私有建物については官有及び公有建物價額を准用し得るものを除き、工場、会社、寺院教会、娛樂場、旅館、その他建物の價額はその各若干につき別表「乙第一号乃至第八号」により各管理者に照会の上その平均價額を見積り、これに各省及び各府縣調査に係る場屋数を乗じてその價額を算出す。

八 工業用機械器具の價額

工業用機械器具はこれを官有、公有及び私有に分ち

官有及び公有工業用機械器具については各省及び各府縣調査によりその價額を計上す。

九 鐵道及び軌道の價額

鉄道省調査に係る鐵道及び軌道（橋梁及び隧道を含み、用地及び停車場を除く）の各一糸当り建設費より平均減耗部分を控除したる額に各線路の總杆数を乗じてその價額を算出する、但し減耗部分の推定は鐵道及び軌道の耐使用年数及び新設又は改修後昭和十年末に至る平均経過年数を見積りて行うものとす。

一〇 諸車及び航空機の價額

諸車

諸車はこれを機関車、客車、貨車、電車、乗用馬車、荷積馬車、牛車、荷車、乗用自動車、荷積自動車、人力車、自動自轉車、自轉車等に分ち、右の中その價額調査あるものは同調査結果によりその價額を計上し、然らざる場合に於ては各種車の平均製造費より減耗部分を除きたる額に内務省調査に係る各台数を乗じてその價額を算出す、但し減耗部分の推定は各種車の耐使用年数及び新造後昭和十年末に至る平均経過年数を見積りて行うものとす。

航空機

算出す。

一 船舶の價額

船舶はこれを官有、公有及び私有船舶に区分し

官有及び公有船舶は更にこれを一般船舶及び艦艇に分ち、一般船舶については各省及び各府縣調査に基き其の價額を算出す。

艦艇

官有船舶
公有船舶
一般船舶

船舶については海軍省調査によりその價額を計上す。

私有船舶はこれを噸数船、石数船及び小船の三種に分ち

噸数船についてはその階級別一噸当たり建造費より減耗部分を控除したる額を見積り、これに通信省調査に係る各階級別船舶の総噸数を乗じてその價額を算出す。

石数船についてはその一石当たり建造費より減耗部分を控除したる額を見積り、これに通信省調査に係る総石数を乗じてその價額を算出す。

小船についてはその平均建造費より減耗部分を控除したる額を見積り、これに内閣統計局調査に係る総隻數を乗じてその價額を算出す。

但し減耗部分の推定は船舶の耐使用年数及び昭和十年末に於ける平均船齢を見積りて行うものとす。

二 電氣及び瓦斯供給設備の價額

電氣供給設備については通信省及び電氣協会調査により発電所設備（土地建物を除く）及び送電・配電線路設備（土地を除く）の減耗部分を控除したる價額を調査し、並びに変電所の各種機械器具の数を計上し、この各を減耗部分を控除したる各平均單價に乘じてその價額を算出す。なお減耗部分の推定は耐使用年数及び新設後昭和十年末に至る平均経過年数を見積りて行うものとす。

瓦斯供給設備

瓦斯供給設備の價額については帝國瓦斯協会調査による機械、導管、計量器、その他の價額に基き算出す。

三 電信及び電話設備の價額

内務省、通信省及び鉄道省調査に基きその價額を算出す。

四 水道設備の價額

内務省調査の上下水道敷設工事費を時價に見積り、これより減耗部分を控除してその價額を算出す、但し減耗部分の推定は耐使用年数及び新設後昭和十年末に至る平均経過年数を見積りて行うものとす。

五 所蔵財貨の價額

1 家具家財の價額

家具家財（商品を除く）を一般住家内に在るものと然らざる建物内に在るものとに分ち前者の價額は別表「甲第一号乃至第六号」による標本的実地調査結果に基き一世帯平均家具家財の價額を見積りこれに普通世帯総数を乗じてその價額を算出し、後者の價額は一般住家に非ざる各種建物の若干につき別表「乙第一号乃至第八号」により調査の上建物の種類別平均一建物当たり家具家財の價額を見積りこれにそれぞれ各種建物の数を乗じて算出す。

2 生産品の價額

生産品を生産者の手許に在るもの、官公私営倉庫内に在るもの、商店に在るもの及び輸送中のものに分ち

生産者の手許に在る生産品については別表「甲第一号乃至第三号」による標本的実地調査の資料並に各種生産業者若干につき別表「乙第一号乃至第三号」による照会調査を施行して得たる種類及び規模別一生产業者当たり手持額によりその價額を算出す。

官公私営倉庫内に在る生産品については各省、日本銀行、その他の調査によりその價額を算出す。

商店に在る生産品については一般商店に在りては別表「甲第四号及び第五号」による標本的実地調査及び「乙第四号」による照会調査の資料により、百貨店及び市場にありては

その若干に照会して得たる資料により各その手持生産品の平均價額を算出し、これによつてその總價額を算出す。

輸送中の生産品については鉄道省及びその他の調査に係る各種貨物の輸送延頃数と平均所要運送時間とによりその数量を算出し、これを一頓当たり價格に乘じて總價額を算出す。

3 鑄貨及び金銀地金の價額

鑄貨は大藏省調査によりその實價額を算出し、金銀地金は大藏省調査に係る政府、日本銀行、諸金融機関等の所有額を計上す。

上記各場合を通じ官公有に属するものについては当該官公廳に照会の上其の價額を計上す。

一六 雜

上記各項目に属せざる物的財貨にして工作物、兵器、機械器具、図書館・博物館の所蔵品等その價額相当大にして且つ見積り可能なるものの價額を計上す。

一七 對外債権債務差額

對外債権債務を官、公及び私人の債権債務に分ち、外務省、大藏省及び日本銀行調査によりその差額を計上す。

(七二) 昭和十年國民所得推計方法

一 農業純收益

農業純收益はこれを農家の農業純收益及びその他の農業純收益に分ち

農家の農業純收益については別表「丙第一号」により選定したる北海道以下三十四府縣に於ける農業世帯につき別表「甲第一號」所載の調査票を以て実地に調査して得たる農業世帯より農產總價額よりその生産に要したる種苗・蚕種及び種卵代、光熱及び薬剤代、種畜種禽養畜養禽の購入代、飼料・肥料代及び農具代を控除したる價額の一農業世帯当たり農產總價額に対する割合を算出し、この割合を全國農家の農產推計總價額に乗じてこれを算出す。

農家の農產推計總價額は農林省及び各府縣調査に基き推計したる農家の農作物生産總價額及び產繭總價額に上記標本的實地調査結果及び農林省調査資料に基き推計したる農家の畜產物總價額及び林產物總價額を合算してこれを算出す。

その他の農業純收益についてはこれを更に私營專業養畜養禽業の純收益、私營專業林業益の純收益に分ち

私營專業養畜養禽業の純收益についてはその經營の若干につき照会して得たる一經營当たり收益總額よりその生産に要したる種卵・種繭代、光熱・藥剤代、種畜種禽養畜養禽の購入代、飼料代及び器具代を控除したる價額に農林省調査資料に基き推計したる全國私營專業養畜養禽業經營總數を乗じてこれを算出す。

私營專業林業の純收益についてはその經營の若干につき照会して得たる一經營当たり收益總額よりその生産に要したる種苗及び器具代を控除したる價額に昭和五年及び昭和十年國勢調査結果に基き推計したる全國私營專業林業經營總數を乗じてこれを算出す。

官公營農業の純收益については當該官公廳に照会して得たる結果によりこれを計上す。

二 水產業純收益

水產業純收益は別表「丙第一号」により選定したる北海道以下三十四府縣に於ける自營水產業世帯につき別表「甲第二号」所載の調査票を以て実地に調査して得たる結果及び水產会社につき別表「乙第一号」所載の調査票を以て照会調査して得たる結果による個人及び会社別漁撈及び養殖業一經營当たり漁獲物または收獲物總價額よりこれに要したる種苗代、光熱・餌料費及び漁船漁具費を控除したる價額の一經營当たり漁獲物または收獲物總價額に

に対する割合を算出しこの割合を農林省調査の全國漁獲物または收獲物總價額に乗じてこれを算出す。

三 鉱業純収益

鉱業純収益は各鉱山につき別表「乙第二号」所載の調査票を以て照会調査して得たる種類別一鉱山当り鉱產總價額よりその生産に要したる動力・光熱費及び工作物・機械器具の減耗費を控除したる價額の種類別一鉱山当り鉱產總價額に対する割合を算出し、この割合を商工省調査に基き推計したる種類別全國鉱產總價額に乘じてこれを算出す。

但し官営鉱業純収益については当該官廳に照会して得たる結果によりこれを計上す。

四 工業純収益

工業純収益はこれを工場工業純収益及び製塩業純収益に分ち

工場工業純収益中使用職工数五人未満の家内工業純収益については別表「丙第一号」により選定したる北海道以下三十四府縣に於ける自営工業世帯につき別表「甲第三号」所載の調査票を以て実地に調査して得たる結果による種類別一工業世帯当り工產總價額よりその生産に要したる原料・光熱・動力及び機械器具代を控除したる價額に昭和五年及び昭和十年國勢調査結果により推計したる種類別全國自営工業世帯總數を乗じてこれを算出す。

使用職工数五人以上の工場工業純収益については別表「丙第二号」により選定したる工場につき別表「乙第三号」所載の調査票を以て照会調査して得たる結果による種類別工場当り工產總價額よりその生産に要したる原料・廣告・光熱・動力費及び工作物・機械器具減耗費を控除したる價額の種類別一工場当り工產總價額に対する割合を算出しこの割合を商工省調査に基き推計したる種類別全國工產總價額に乗じてこれを算出す。

但し土木建築・映畫製作及び新聞雑誌發行業純収益については既存資料及び各經營の若干につき照会して得たる資料に基づきこれを算出す。

製塩業純収益については大藏省調査資料に基づき推計したる製塩業一經営当り製塩總價額よりその生産に要したる原料・燃料費及び工作物・機械器具減耗費を控除したる價額の製塩業一經営当り製塩總價額に対する割合を算出し、この割合を大藏省調査全國製塩總價額に乗じてこれを算出す。

上記各場合を通じ官公営に係るもの純収益については当該官廳に照会して得たる結果によりこれを計上す。

官公営純収益

五 商業純収益

但し以上の各價額中には消費稅額を含まず。

物品販賣
業純收益

商業純收益はこれを物品販賣業純收益、媒介周旋業純收益、金融・保險業純收益、貸地・貸家業純收益、娛樂・興業に関する業の純收益及び接客業純收益に分ちる。物品販賣業純收益については別表「丙第一號」により選定したる北海道以下三十四府縣に於ける卸賣及び小賣商店につき付別表「甲第四號」及び「甲第五號」並に別表「乙第四號」所載の調査票を以て調査して得たる卸賣及び小賣商店の各一商店当り賣上總價額よりこれに要したる商品仕入代、廣告・光熱費及び機械器具代を控除したる價額の卸賣及び小賣各一商店当り仕入價額に対する割合を算出し、この割合を既存資料、標本的実地調査及び照会調査結果により推計したる商人の手を経て配給せられたる財貨の總價額に乘じてそれぞれこれを算出す。

媒介周旋
業純收益

媒介周旋業純收益については既存資料及び媒介周旋業經營の若干につき照会して得たる資料による種類別一經營当り收入總額よりこれに要したる光熱・交通及び廣告費を控除したる價額に昭和五年及び昭和十年國勢調査結果によりて推計したる種類別全國媒介周旋業經營總數を乗じてこれを算出す。

金融・保
險業純收
益

金融・保險業純收益については既存資料及び金融・保險業經營の若干につき照会して得たる資料による種類別一經營当り金利及び保險料以外の收入よりこれに要したる光熱及び價額總額よりその維持修繕費を控除したる價額を計上す。

貸地・貸家業純收益については既存資料により算出したる居住用貸宅地及び貸家の賃貸價額總額よりその維持修繕費を控除したる價額を計上す。

貸地・貸
家業純收
益

貸地・貸家業純收益については既存資料による種類別一經營当り收入總額よりこれに要したる光熱・廣告・衣裳費、フキルム代及び機械器具減耗費を控除したる價額（消費稅額を含まず）を算出し、この價額に内務省調査による種類別全國娛樂・興行經營總數を乗じてこれを算出す。

接客業
純收益

接客業純收益については既存資料及び接客業經營につき別表「乙第六號」所載の調査票を以て照会調査して得たる結果並にその若干につき照会して得たる資料による種類別一經營當り收入總額よりこれに要したる原料・光熱・廣告費及び器具調度品費を控除したる價額（消費稅額を含まず）を算出し、この價額に内閣統計局及び内務省調査に基きて推計したる種類別全國接客業經營總數を乗じてこれを算出す。

官公営 純
収益

上記各場合を通じ官公営に係るもの純収益については当該官公廳に照会して得たる結果によりこれを計上す。

六 交通業純収益

交通業純収益はこれを鉄道・軌道業純収益、自動車運輸業純収益、人力車・荷車運輸業純収益、船舶運輸業純収益、航空運輸業純収益、運輸取扱業純収益及び通信業純収益に分ち鉄道・軌道業純収益については鉄道省調査その他既存資料による鉄道・軌道業営業益金額に諸税及び俸給・賃銀総額を合算してこれを算出す。

自動車運輸業純収益中会社經營に係るものについては商工省調査によるその純益金総額に諸税、借入金利子、諸積立金及び俸給・賃銀総額を合算してこれを算出す。

但し諸税は大藏省調査資料に基きてこれを推計し、借入金利子及び諸積立金は商工省調

査資料に基きてこれを推計し、俸給・賃銀総額は既存資料及び自動車運輸会社の若干につき照会して得たる資料により一會社当たり俸給・賃銀額を算出し、この價額に商工省調査全國自動車運輸会社総数を乗じてこれを算出す。

個人經營に係るものについてはその經營の若干につき照会して得たる一經營当たり收入総額よりこれに要したる油代、廣告費及び車輛減耗費を控除したる價額を算出し、この價額

に昭和五年及び昭和十年國勢調査結果に基き推計したる全國自動車運輸業個人經營総数を乗じてこれを算出す。

人力車・荷車運輸業純収益については個人經營の自動車運輸業の場合に準じてこれを算出する。

船舶運輸業純収益中会社經營に係るものについては商工省調査によるその純益金総額に諸税、借入金利子、諸積立金及び俸給・賃銀総額を合算してこれを算出す。

但し諸税は大藏省調査資料に基きてこれを推計し、借入金利子及び諸積立金は商工省調査資料に基きてこれを推計し、俸給・賃銀総額は既存資料及び船舶運輸会社の若干につき照会して得たる資料により一會社当たり俸給・賃銀額を算出し、この價額に商工省調査全國船舶運輸会社総数を乗じてこれを算出す。

個人經營に係るものについてはその經營の若干につき照会して得たる一經營当たり收入総額よりこれに要したる燃料・廣告費及び船舶減耗費を控除したる價額を算出し、この價額に昭和五年及び昭和十年國勢調査結果に基き推計したる全國船舶運輸業個人經營総数を乗じてこれを算出す。

航空運輸業純収益については各航空運輸会社に照会して得たる結果によりこれを計上す。
運輸取扱業純収益については自動車運輸業の場合に準じてこれを算出す。

航空運輸業純収益
運輸取扱業純収益

人力車・
荷車運輸業
純収益
船舶運輸業
純収益

自動車運輸業
純収益
鉄道・軌道業
純収益

通信業純収益
官公営業
通業純収益

通信業純収益
官公営業
通業純収益

公務、自由業純収益	公務、自由業純収益
自事使用人の純収益	自事使用人の純収益
公務純収益	公務純収益

通信業純収益については逓信省調査資料によりその價額を算出す。
上記各場合を通じ官公営に係るもの純収益については当該官公廳に照会して得たる結果によりこれを計上す。

七 公務、自由業及び家事純収益（他の項目中に包含せられるものを除く）

公務、自由業及び家事純収益はこれを公務、自由業の純収益及家事使用人の純収益に分ち公務、自由業の純収益中公務純収益については官公廳の調査資料によりて官吏、公吏、雇傭員及び陸海軍現役軍人の俸給・給料総額を計上す。

自由業純収益については既存資料及び関係個所の若干につき照会して得たる資料により種類別自由業一經營当たり純収益額を算出し、この價額に内閣統計局、内務省、司法省及び文部省調査資料に基づき推計したる種類別全國自由業經營総数を乗じてこれを算出す。

家事使用人の純収益については商工省調査により平均給料額を推計し、この價額に昭和五年及び昭和十年國勢調査結果によりて推計したる全國家事使用人総数を乗じてこれを算出す。

八 國際投資及び事業利得差額

國際投資及び事業利得差額は大藏省調査によりてこれを計上す。

附錄 二

大正十四年及び昭和五年項目別國民所得額

- (一) 大正十四年項目別國民所得額
- (二) 昭和五年項目別國民所得額

(一) 大正十四年項目別國民所得額 (〔大正十四年に於ける國民所得〕より抜萃)

項 目	所 得 額	項 目	所 得 額
官 公 所 得	二三、三八二、三二三 千円	家 事 使 用 人 の 所 得	八〇〇〇
官 業 及 び 官 有 財 產 収 入	四二五、三八五	世 帯 内 に 在 る 家 事 使 用 人 の 所 得	一九九、七二八
公 共 國 体 收 入	三五五、〇一四	事 業 のみ を 有 す る 者 の 所 得	二九、八〇〇
私 課 稅 所 得	七〇、三七一	配 当 所 得	一九〇、三四九
免 稅 点 以 下 の 所 得	一一、九五六、九三八	勞 力 課 稅 所 得	一三、二七一
農 業 所 得	五、一〇四、二二一	其 の 他 の 所 得	八九二、五二三
水 鉱 工 業 所 得	七、八五二、七一七	國 債 の 利 子	六七、一六二
農 業 所 得	六、九六〇、一九四	郵 便 賄 金 の 利 子	五一、七〇九
水 鉱 工 業 所 得	一、六五八、五四〇	復 興 債 券 の 利 子	一四〇
農 業 所 得	二三三、〇七六	貯 蓄 債 券 の 利 子	三〇六
農 業 所 得	二二四、六四八	非 課 稅 の 恩 給 年 金	六六、五四六
商 業 所 得	一、八五二、三九〇	特 種 非 課 稅 所 得 (所 得 稅 免 除 所 得)	二、五四一
交 通 業 所 得	一、三〇一、四七八	海 外 在 留 本 邦 人 送 金	二五、四五三
公 務 自 由 業 所 得	四八二、〇一六		
其 他 の 有 業 者 の 所 得	五七一、九九四		
	二二一、四四六 ※	其 の 他 の 所 得	六七八、六六六

備 考

1、「免稅点以下の所得」中△印を附した「労力課税所得」は「農業所得」以下「配当所得」の合計額より控除すべきものであることを示したのである。これは「免稅点以下の所得」を推計する場合に、労働者はすべて免稅点以下と看做して計算したため、現実に課税された労働者の所得（所謂労力所得）が重複した結果となつたからである。

勿論「労力課税所得」は「課税所得」の中には含まれている。

2、※印を附した「其他の所得」は免稅以下の者の所得総額（配当所得を除く）の一割を、仮りに脱税額と看做して推計したもので、次表に示す物的方法に依つて推計した昭和五年の國民所得額とは、その推計方法を異にしているからこの点注意されたい。

3、本國民所得額は昭和三年十二月内閣統計局刊行の「大正十四年に於ける國民所得」に示す様に所謂人の方法即ち所得税統計を利用すると共に、免稅点以下の者は國勢調査結果による職業別有業者数に各業別平均所得額を乗じて推計したものであつて、次表に示す物的方法に依つて推計した昭和五年の國民所得額とは、その推計方法を異にしているからこの点注意されたい。

(二) 昭和五年項目別國民所得額
〔昭和五年國民所得調査報告〕より抜萃

△印は支拂超過を示す

備考

本國民所得額は所謂物的方針によつて指計されたもので、昭和五年一ヶ年間の内地に於ての各種収益源泉から生じた純収益総額並に國際投資及び事業利得差額を計上したものである。各項目についての純収益額は農業は其の生産総額より生産に要した種苗・畜種・飼料・肥料及び器具代を控除した價額、水産業、鉱業、工業、商業及び交通業は其の各生産総價額より生産に要した原料、商品仕入代、廣告・交通・光熱及び動力費、機械器具及び工作物の減耗費を控除した價額、公務、自由業及び家事はその効用の全價額である。

昭和二十三年十月五日 発行

昭和十年における我國富及び國民所得額

編 者 総理廳統計局

東京都新宿區若松町九十五番地

発行者 総理廳統計局

東京都千代田區麹町五丁目二番地

印刷所 杉田屋印刷株式会社

東京都新宿区若松町九十五番地

發行所 総理廳統計局

電話九段(33)〇一九四一八番